

## 新型コロナウイルス（経済活動再開ロードマップ最終行程）

令和2年10月12日  
在パナマ日本国大使館

8月25日に発表された経済再開ロードマップの最終行程を迎えるにあたり、政令（第1142号）が発表されました。内容は以下のとおりです。

1. パナマ政府は10月12日より、以下の活動再開を許可する。
  - (1) ホテル、モーテル、地方の簡易宿泊所、民泊と補完サービス。
  - (2) 観光活動全般、観光を目的とする移動。
  - (3) 創造、文化に関する産業。音楽、芸術、舞踊に関する専門学校。
  - (4) 図書館。
  - (5) プール。
  - (6) 映画館、劇場、博物館、ギャラリー、観光施設。入場可能人数はキャパシティの50%まで。
  - (7) カジノ、政府公認の宝くじ、遊技場。
  
2. 活動は以下規定に従う。
  - (1) 保健省が定める外出禁止日、外出制限時間帯を除く、全ての日で可能となる。注1
  - (2) 新型コロナウイルスに対して、保健省、労働開発省が定めた衛生ガイドラインを実践しなければならない。
  - (3) 衛生当局が定めたプロトコルや規則に従って、アルコールジェル、マスクといった衛生品を従業員に提供しなければならない。また、マスクの着用、フィジカルディスタンス（最低2メートル）といった衛生ガイドラインに従わなければならない。
  - (5) ダンス、ディスコ、個人が主催するパーティーは認められない。
  - (6) プールの利用可能人数は、キャパシティの25%まで。
  
3. 本政令違反に関しては、8月18日付け政令961号に沿って罰せられる。

### 注1：

当初、ロードマップでは10月12日に夜間並びに日曜日を含む全ての外出制限が解除される予定でしたが、8日付け保健省発表により、パナマ県、西パナマ県では、引き続き月曜日から土曜日までの午後11時から翌日午前5時、日曜

日の終日外出禁止が維持されますのでご注意ください。